

健生食輸発1217第1号
令和6年12月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産バナナのピラクロストロビン、チリ産ブルーベリーのフルジオキソニル
及びフィリピン産バナナのオキシテトラサイクリン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年
12月10日付け健生食輸発1210第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナ、チリ産ブルーベリー及びフ
ィリピン産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の
上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン

2. 別表第3から削除

- ・チリ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のフルジオキソニル(製
造者、製造所、輸出者又は包装者が「EXPORTADORA PRIZE S. A.」であるものに限る。)
- ・フィリピン産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のオキシテトラサイク
リン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FARMIND ASIA BANANA CORP.」であ
るものに限る。)